

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び登録・加盟団体における倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン

平成28年6月7日制定

〈 趣 旨 〉

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下「本会」という。)並びに本会登録団体(障がい者スポーツ協会協議会、障がい者スポーツ競技団体協議会、障がい者スポーツ指導者協議会)の構成員及び日本パラリンピック委員会加盟競技団体(以下「障がい者スポーツ関係団体」という)は、すべての障がい者がスポーツの価値を享受できるように環境を整備し、障がい者スポーツの普及、振興を進め、競技力の向上を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役職員はもとより、本会及び障がい者スポーツ関係団体から委嘱等された監督・コーチ等の指導者・審判員等並びに登録競技者等(以下「障がい者スポーツ関係者等」という。)においては、その社会的な意義や使命を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

一方で、近年、我が国のスポーツ界において、人道的問題(指導者の競技選手に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなど)あるいは公金である国庫補助金などの不適切な経理処理又は横領、違法賭博への関与や大麻や覚せい剤使用などの問題が発生していることは、誠に憂慮すべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な注意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会及び障がい者スポーツ関係団体は、スポーツ・インテグリティ(高潔性)の確保とともに、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理及びコンプライアンスに関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本会及び障がい者スポーツ関係団体においては、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

I. 人道的行為に起因する事項

1. 人権の尊重

本会及び障がい者スポーツ関係団体に所属する役職員はもとより、障がい者スポーツ

関係者等は、個人の人権や個性・人格を尊重し、差別を行わない。

2. 安全性の確保

本会及び障がい者スポーツ関係団体に所属する役職員はもとより、障がい者スポーツ関係者等は、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、事故防止等の必要な施策を講じること。

3. 身体的・精神的暴力及びハラスメント行為等について

本会及び障がい者スポーツ関係団体は、障がい者スポーツ関係者等に対し、活動の主体が障がい者自身であることを念頭に、障がいの原因や特徴、障がい者の生活環境を理解し、次のような事項を留意のうえ、障がいの有無を問わず、対等な人間関係と信頼関係を築くよう、講習会・研修会等を通じて周知徹底すること。

- (1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。
- (2) スポーツを行う際又は指導する際、いかなる場合であっても、問題解決の手段として、身体的・精神的な暴力行為(直接的暴力、相手への尊厳を無視した暴言、脅迫、威圧等)を絶対に行ってはならない。
- (3) 指導的立場にある者は、その権威を利用し、立場の弱い者に対する不適切な行動や強要をしてはならない。また、プラバシーの問題には十分配慮すること。
- (4) 指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (5) 相手に対する親しみの言動や表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識し、安易な性的言動や見た目又は障がいに起因する表現などを行うことは、厳に慎むこと。
- (6) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手や周囲が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
- (7) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。
(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

4. アンチ・ドーピング、薬物乱用防止及びクラス分け等における不正行為について

本会及び障がい者スポーツ関係団体は、次のような事項について、障がい者スポーツ関係者等に対し、講習会・研修会等を通じて周知徹底すること。

- (1) 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則を理解し、遵守すること。
- (2) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。

- (3) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (4) IPCクラス分け規程及び競技毎に定められたクラス分け規則を理解し、遵守すること。
- (5) クラス分けにおいて不正を行うことは、競技スポーツにおける対等性を著しく損ないフェアプレーの精神に反するものであるため、絶対に行わないこと。
- (6) 麻薬や覚せい剤等薬物の使用は、法令に違反する反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (7) 試合の勝敗において、あらかじめ取り決めを行うなどの行為は絶対に行わないこと。
- (8) 法令に違反する賭博行為などは絶対に行わないこと。

II. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

本会及び障がい者スポーツ関係団体は、公的な組織であることを自覚し、法人格の有無や種類を問わず、各団体の規程等に則り、正しい経理処理を行うとともに、内部牽制体制並びに監事及び外部監査人など外部者による監査体制の確立に努めること。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助元・助成元のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して補助・助成の目的に反した流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制体制を確立させ、少数の担当役職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び外部監査人など外部者による会計監査を受けるよう努めること。

2. 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 補助金や助成金を含む金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料及び接待等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

III. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

本会及び各競技団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、事前に選

考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

IV. 一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す適用者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても、関係する法令や規定を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとること。また、他の者に対し法令等に違反する行為を指示・教唆したり、他の者が行った法令等に違反する行為を黙認しないと、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。

V. 紛争解決に関する事項

- (1) 障がい者スポーツ関係団体は、競技又はその運営に関して、団体自らがその登録競技者、監督・コーチ等の指導者・審判員等に対して行った決定に対する不服については、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「仲裁機構」という。)の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるよう、あらかじめ仲裁合意に代わる競技団体規則(自動応諾条項)の採択を行うよう努めること。
- (2) 自動応諾条項を採択した障がい者スポーツ関係団体は、競技又はその運営に関して、自らがその登録競技者、監督・コーチ等の指導者・審判員等に対して行った決定について、競技者等から、仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁の申立てがあった場合は速やかにこれに応じること。

以上